答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった 別紙に記載の公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)について行った非 開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成 28 年和歌山県条例第 12 号)による改正前の和歌山県情報公開条例(平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 4 日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を2回送付し、異議申立人の2回目の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成26年1月17日付け海建用第105号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成 26 年 1 月 20 日付けで行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による改正前の行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 7110 号は毀棄せず残しているのだから、毀棄又は隠蔽した文書類を元の文書綴りに戻し、開示する必要がある。
- (2) 実施機関は、県から提出した公文書は、「偽造又は捏造された疑いのある文書」ではないから作成・取得した事実がない、つまり、法務局・財務事務所にある県提出公文書の写しは、県が提出したものではないという。
- (3) 「法務局・財務事務所提出公文書」の写しは、県提出公文書に間違いないのだから、同じ文書が永久保存されていなければならない。
- (4) なお、請求書に記載した「偽造又は捏造された疑いのある」とは以下全ての言葉に係る修飾語である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関では、財務事務所及び法務局に提出した関係文書には、偽造又は捏造された疑いのある文書を作成又は取得した事実はない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人に請求内容を確認したところ「偽造又は捏造された疑いのある」という言葉は、「裁判記録外、理由書(〇〇、〇〇)と〇〇〇として〇〇〇〇と所在図に朱書文書」全てにかかるとのことであった。

異議申立人のいう「7110 号」とは、海草振興局建設部管理課(当時。現在の当部管理保全課)が保有する平成13年海建第7110号「地図訂正の同意について 平成13年1月18日起案」のことであり、本件諮問と同一機会に行われた諮問第109号ほかにおける実施機関の説明によると、7110号は地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事宛に提出された地図訂正同意願書に対して意思決定するための文書である。一方、和歌山県から財務事務所及び法務局に提出した関係文書は、当時海草振興局建設部用地課が担当していた文書であるが、「偽造又は捏造された疑いのある文書を作成又は取得した事実はない」との実施機関の主張に特に不合理な点はない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。 なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張を しているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機 関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該 主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 1 月 28 日	○諮問(実施機関)
平成 26 年 2 月 24 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 26 年 2 月 28 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 29 年 9 月 4 日	○審議
平成 29 年 11 月 2 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 3 月 6 日	○審議

平成 30 年 3 月 8 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 30 年 3 月 23 日	○異議申立人からの追加意見を受理
平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 30 年 9 月 18 日	○審議
平成 30 年 10 月 2 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 1 月 10 日	和歌山県から財務事務所及び法務局に提出した関
(2回補正後)	係文書の「偽造又は捏造された疑のある謄本でない裁
	判記録外、理由書(〇〇、〇〇)と〇〇〇〇〇〇と
	して〇〇〇〇と所在図に朱書文書全部原本開示。